

請 願 文 書 表 (令和5年9月6日定例会提出)

請願第4号

七条地区への新クリーンセンター建設に反対する請願書 (市民環境委員会付託)

令和5年8月1日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
都跡地区自治連合会長
堂 上 健 次 外 2, 9 1 9 名
紹 介 議 員 森 田 一 成 塚 本 勝
白 川 健 太 郎

要旨

奈良市は、平成30年2月、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会に参加し、奈良県北部地域である生駒市、平群町、大和郡山市、斑鳩町、奈良市の5市町によるごみ処理の広域化を検討され、令和元年12月に奈良市の七条地区を候補地として決定されました。

その後、令和2年8月に生駒市、平群町が、また令和3年9月に大和郡山市が、さらに令和4年8月には斑鳩町が離脱を表明され、広域化の枠組みは完全に崩壊しております。

しかしながら、仲川市長は、5市町での広域化を前提として、人口重心やアクセス性などを検討され選定した七条地区での新クリーンセンター建設を強引に推し進めようとしております。

現環境清美工場の老朽化を引き合いに出し、時間がないということを理由に、単独で建設することが前提ではない七条地区にこだわり、事業を進めることは何ら合理性がなく、地域住民として到底納得のいくものではありません。

よって、以下の4点の理由により、七条地区への新クリーンセンター建設に反対するものであります。

理由

①古都奈良の歴史的な景観が損なわれること

奈良市は令和14年度までに新クリーンセンターの建設・稼働をする予定で事業を進めていますが、建設候補地である七条地区に近接している九条地域では、昭和60年から大和郡山市の清掃センターが稼働しています。

広域化の勉強会から脱退された大和郡山市は、現施設の使用可能期限の目安が令和14年度末であることから、令和15年以降のごみ処理施設の在り方について、本市単独で新しいごみ処理施設を建設することを前提に、新施設建設に向けての調査、検討を行うと、令和4年3月定例会で大和郡山市長が発言されています。

このままでは、奈良市と大和郡山市のクリーンセンターが併設されることとなり、古都奈良の歴史的な景観が損なわれてしまいます。

②公害調停条項に違反していること

現計画地には奈良県立奈良養護学校や西の京病院が隣接しており、「移転場所は300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がない場所の中から適地を選定する」とされている公害調停条項第2条に違反しています。

③奈良市ハザードマップの洪水浸水想定区域に該当していること

洪水浸水対策に多額の費用を要することが考えられ、経済的にも不合理性の解決とはならず、また洪水浸水想定区域である地域を適地とすることについて、候補地とされた自治会や周辺住民は選定された経緯や理由の説明を求めています。いまだ地域住民が納得する説明が得られていません。

④平城京の歴史文化を守る必要があること

七条地区は、平城京の南端にあった羅城門とそれに続く朱雀大路に近接する地域であります。羅城門は平城京の正門であり、外国特使などを出迎えた都の玄関口であり、また朱雀大路は平城宮まで続く幅73メートルの大路であり、都の威厳を示すものでもありました。

このように、七条地区は平城宮跡エリア内であり、いにしえよりの遺構が多数埋蔵されていることは容易に想像でき、それら我が国の宝とも言える遺構を崩してでも新クリーンセンターを建設されようとしていることは、都跡地区の住民にとっては看過できるものではありません。

以上のようなことから、私ども都跡地区自治連合会としては、七条地区への建設を反対するものです。慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます。